

松江市税賦課徴収条例の一部を改正する条例ほか 10 条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 23 日

松江市長

上 久 昭 仁

松江市条例第 36 号

松江市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松江市条例第 37 号

松江市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 38 号

松江市宿泊税条例の一部を改正する条例

松江市条例第 39 号

松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 40 号

松江市中海振興多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 41 号

松江市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 42 号

松江市指定管理者の管理する地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 43 号

松江市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例

松江市条例第 44 号

松江市営住宅条例の一部を改正する条例

松江市条例第 45 号

松江市屋外広告物条例の一部を改正する条例

松江市条例第 46 号

松江市報酬費用弁償支給条例の一部を改正する条例

松江市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松江市税賦課徴収条例（平成 17 年松江市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（公示送達） 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u><u>を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)</u>第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を</u>市役所の本庁の掲示場に掲示し、<u>又は公示事項を市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする</u>ものとする。 （納税証明事項） 第 18 条の 3 <u>施行規則</u> _____第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除）	（公示送達） 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、_____ _____ _____ _____ _____市役所の本庁の掲示場に掲示して行う _____ _____ _____ものとする。 （納税証明事項） 第 18 条の 3 <u>地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除）

第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、

第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、

勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、_____法第314条の2第4項に規定する扶養控除額**若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))**の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出

勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)**若しくは**法第314条の2第4項に規定する扶養控除額_____

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出

しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であ

しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であ

って退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

(種別割の減免)

第 89 条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特

って退職手当等に係る所得を有する者に限る。)_____

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～5 略

(種別割の減免)

第 89 条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 略

3 略

(入湯税の課税免除_____)

第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

(1) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 略

(3) 日帰りで入湯する者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。.)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊して入湯するもの

(5) 前号に規定する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊して入湯する引率者

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同条_____第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 略

3 略

(入湯税の課税免除及び減額)

第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

(1) 年齢12歳未満の者

(2) 略

(3) 地域住民の福祉の向上を図るため、市等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者

2 教職員が引率する中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の生徒で、宿泊並びに飲食及びその他の利用行為の料金

が 1 人 1 泊につき 1 万 5,000 円以下の金額で宿泊して入湯する者に対して課する入湯税については、その 2 分の 1 の額を減額することができる。

3 前項の規定の適用を受けようとする者の所属する学校又は団体の代表者は、宿泊予定日前 10 日までに次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 学校名及び引率者氏名

(2) 宿泊を必要とする目的及び期間並びに生徒の数

(3) 宿泊旅館名

4 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、第 2 項の規定により減額の必要を認めたときは、その旨を申請者及び特別徴収義務者に通知しなければならない。また、減額しないときも同様とする。

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以降に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。))が行われた加熱式たばこ(第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。))に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 92 条第 1 号アに掲げる紙

巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たば

この本数に換算する場合における計算は、
売渡し等が行われた加熱式たばこの品目
ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たば
この品目ごとの数量を乗じて得た重量を
同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その
合計重量を紙巻たばこの本数に換算する
方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこ
の品目ごとの１個当たりの重量に 0.1 グラ
ム未満の端数がある場合には、その端数を
切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9
3 条の 2 の規定により製造たばことみなさ
れるものに限る。）のうち、次に掲げるもの
については、同号ただし書の規定は、適用
しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこ
と併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ
（第 93 条の 2 の規定により製造たばこと
みなされるものを除く。）と併せて喫煙
の用に供される加熱式たばこ（同条の規
定により製造たばことみなされるもの
に限る。）であつて当該加熱式たばこの
みの品目のもの

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 142 条の改正規定 令和 7 年 12 月 1 日

(2) 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1

日

- (3) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の松江市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の松江市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、松江市税賦課徴収条例第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 松江市税賦課徴収条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（入湯税に関する経過措置）

第 5 条 宿泊施設に宿泊して鉱泉浴場に入湯する者に係る新条例第 142 条の規定は、令和 7 年 12 月 1 日以後に宿泊して入湯する場合に適用し、同日前に宿泊して入湯する場合は、なお従前の例による。

松江市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松江市固定資産評価員の設置等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(報酬) 第 2 条 固定資産評価員の報酬は、月額 <u>29 万 9,000 円</u> 以内において市長が定める額とする。	(報酬) 第 2 条 固定資産評価員の報酬は、月額 <u>28 万 6000 円</u> 以内において市長が定める額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の第 2 条の規定に基づいて、令和 7 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支給された報酬は、改正後の第 2 条の規定による報酬の内払とみなす。

松江市宿泊税条例の一部を改正する条例

松江市宿泊税条例（令和 7 年松江市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特別徴収義務者としての登録等) 第 11 条 略 2 略 3 前 2 項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第 16 項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)～(5) 略 4～12 略	(特別徴収義務者としての登録等) 第 11 条 略 2 略 3 前 2 項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第 15 項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)～(5) 略 4～12 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市運動施設設置及び管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前												
(名称及び位置) 第 2 条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第 2 条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>松江市社会体育館</td><td>松江市東朝日町 49 番地</td></tr><tr><td>中海スポーツパーク多目的グラウンド</td><td>松江市上宇部尾町 626 番地</td></tr></table>	名称	位置	松江市社会体育館	松江市東朝日町 49 番地	中海スポーツパーク多目的グラウンド	松江市上宇部尾町 626 番地	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>松江市社会体育館</td><td>松江市東朝日町 49 番地</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>	名称	位置	松江市社会体育館	松江市東朝日町 49 番地		
名称	位置												
松江市社会体育館	松江市東朝日町 49 番地												
中海スポーツパーク多目的グラウンド	松江市上宇部尾町 626 番地												
名称	位置												
松江市社会体育館	松江市東朝日町 49 番地												
別表 _____(第 6 条関係) (1) 松江市社会体育館使用料	別表 松江市社会体育館使用料(第 6 条関係)												
<table><tr><th>略</th></tr></table>	略	<table><tr><th>略</th></tr></table>	略										
略													
略													
備考 1 占用使用について、土、日曜日及び休日に使用する場合の 使用料 は、この表に定める 使用料の額 の 2 割を加算した額とする。その額について 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。 2 床面積を区分して使用する場合の 使用料 は、当該使用料の 額 _____(土、日曜日及び休日に使用する場合は、備考の	備考 1 占用使用について、土、日曜日及び休日に使用する場合の 基準額 は、この表に定める 基準額 ____の 2 割を加算した額とする。その額について 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。 2 床面積を区分して使用する場合の 基準額 は、当該使用料の 基準額 (土、日曜日及び休日に使用する場合は、備考の												

1により加算した額をいう。)に使用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3～5 略

(2) 中海スポーツパーク多目的グラウンド使用料

(ア) 多目的グラウンド

時間区分			1 時間	9 時～1
			につき	7 時
使用区分				
中海スポーツパーク多目的グラウンド	占有使用	一般	1,350 円	8,640 円
		高校生以下・高齢者・障がい者	680 円	4,350 円
		アマチュアスポーツ以外の催物	4,050 円	25,920 円
(フットサルコートを除く。)	個人使用	一般	70 円	
		高校生以下・高齢者・障がい者	30 円	
フットサルコート(1面につき)	占有使用	一般	200 円	1,280 円
		高校生以下・高齢者・障がい者	100 円	640 円
		アマチュアスポーツ以外の催物	600 円	3,840 円
	個人使用	一般	40 円	
		高校生以下・高齢者・障がい者	20 円	

1により加算した額をいう。)に使用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3～5 略

	用			
--	---	--	--	--

備考

- 1 占用使用について、土、日曜日及び休日を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の使用料は、この表に定める使用料の額(土、日曜日及び休日を使用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の使用料は、当該使用料の額の40割を加算した額とする。
- 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり使用する場合において、原状回復を行わず他の使用を妨げるときは、使用しない場合であっても通常の使用とみなし、使用料を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を使用する場合の使用料は、規則で定める。

(イ) 会議室

使用区分	時間区分	
	1時間につき	

占有使	一般	200 円
用	営利宣伝を目的とした	250 円
	場合	
備考 1 <u>使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。</u> 2 <u>1 時間に満たない時間は、1 時間として算定する。</u> 3 <u>2 日以上にわたり使用する場合において、原状回復を行わず他の使用を妨げるときは、使用しない場合であっても通常の使用とみなし、使用料を徴収するものとする。</u> 4 <u>その他の設備器具を使用する場合の使用料は、規則で定める。</u>		

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

松江市中海振興多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市中海振興多目的施設の設置及び管理に関する条例（平成 30 年松江市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(運用期間等) 第 4 条 略 2 多目的施設(駐機場を除く。)の供用時間は、 <u>午前 9 時</u> から <u>午後 9 時</u> _____ までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。	(運用期間等) 第 4 条 略 2 多目的施設(駐機場を除く。)の供用時間は、 <u>午前 8 時 30 分</u> から <u>午後 5 時 30 分</u> (<u>7 月から 9 月までの期間にあっては、午後 6 時</u>) _____ までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

松江市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市公民館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年松江市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
松江市竹矢公民館	松江市八幡町 379 番地	松江市竹矢公民館	松江市八幡町 279 番地
	<u>1</u>		<u>1</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

松江市指定管理者の管理する地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市指定管理者の管理する地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年松江市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 2 条 研修集会施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 研修集会施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
松江市立竹矢農業文化センター	<u>松江市八幡町 379 番地 1</u>	松江市立竹矢農業文化センター	<u>松江市八幡町 279 番地 1</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

松江市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を保護するとともに、安全で安心な生活環境を保全し、もって地域と調和した再生可能エネルギー発電事業の適正な導入を促すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 本市の自然環境、生活環境、景観その他の地域環境は、市民の長年にわたる努力により保全又は形成されてきたものであり、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵みを享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下この条及び第14条において「再エネ特措法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とするものをいう。
- (2) 風力発電設備 再エネ特措法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第2号に規定する風力をエネルギー源とするものをいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備又は風力発電設備(以下これらを「発電設備」という。)の設置若しくは増設(当該発電設備を設置し、又は増設する目的で行う木竹の伐採、土地の造成等を含む。)を行う事業又は発電設備を用いて発電を行う事業をいう。
- (4) 小規模発電事業 発電事業のうち、発電出力50キロワット未満の太陽光発電設備又は発電出力20キロワット未満の風力発電設備を用いて発電を行うものをいう。
- (5) 中規模発電事業 発電事業のうち、発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備又は発電出力20キロワット以上の風力発電設備を用いて発電を行うものをいう。ただし、次号で定める事業に該当するものを除く。
- (6) 大規模発電事業 発電事業のうち、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第2項に規定する第一種事業に該当するものをいう。
- (7) 事業者 発電事業を実施し、又は実施しようとする者をいう。

(8) 事業区域 発電事業を行う一団の土地（発電施設に附属する管理施設等の敷地を含む。）の区域をいう。

(9) 土地所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(10) 地域住民等 次に掲げる者をいう。

ア 次に掲げる発電事業の区分に応じ、事業区域の土地境界線からの水平距離が当該各号に定める範囲内の区域（以下「近隣区域」という。）に存する土地又は建物の所有者、占有者又は管理者

(ア) 小規模発電事業の場合 100 メートル

(イ) 中規模発電事業の場合 300 メートル

(ウ) 大規模発電事業の場合 1 キロメートル

イ 近隣区域をその区域に含む町内会・自治会の区域に居住する者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、発電事業の実施に伴い生活環境に影響を受けると市長が認める者

（適用除外）

第4条 この条例の規定は、次に掲げる事業については適用しない。

(1) 発電出力の合計が10キロワット未満の発電設備を用いる発電事業

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置する発電設備を用いる発電事業

(3) 国又は地方公共団体が行う発電事業

（市の責務）

第5条 市は、第1条の目的及び第2条の基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、発電事業の導入等に関する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害を防止し、自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に十分配慮し、地域住民等との良好な関係の保持に努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 事業区域の土地所有者等は、適正な土地の管理に努め、事業者の発電事業終了後の撤去及び原状回復の状況を確認するよう努めなければならない。

（禁止区域）

第8条 事業者は、次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）において発電事業を行っては

ならない。

- (1) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項及び第 2 項並びに第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により指定された保安林
- (3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (6) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項の河川区域、同法第 54 条第 1 項の規定により指定された河川保全区域及び同法第 56 条第 1 項の規定により指定された河川予定地
- (7) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 6 項第 1 号イ及びロに掲げる農地（営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農地を除く。）
- (8) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地、同条第 2 項の規定により指定された国宝（建造物に限る。）の敷地、同法第 57 条第 1 項の規定により登録された有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び同法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域
- (9) 島根県文化財保護条例（昭和 30 年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された県指定有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び同条例第 31 条第 1 項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域
- (10) 松江市文化財保護条例（平成 17 年松江市条例第 173 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された市指定文化財のうち有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び記念物の区域
- (11) 松江市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和 6 年松江市条例第 90 号）第 3 条第 1 項の規定により決定された伝統的建造物群保存地区
- (12) 松江市景観条例（平成 19 年松江市条例第 37 号）第 7 条の規定により定められた景観計画重点区域
- (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区
- (14) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域

- 2 前項の規定は、禁止区域が変更されたことにより事業区域の全部又は一部が禁止区域内にあることとなる前に着手した発電事業には、適用しない。

(事前協議)

第9条 事業者は、第14条第1項の規定による申請をする前に、規則で定めるところにより、事業に関する計画（次条及び第14条第2項において「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、事業者にその旨を通知するものとする。

(地域住民等への説明)

第10条 事業者は、第14条第1項の規定による申請をする前に、規則で定めるところにより、地域住民等に対し事業計画に関する説明会を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、説明会を実施する必要がないと市長が特に認めるときは、文書の交付その他の方法による周知をもって説明会の実施に代えることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による説明会又は文書の交付その他の方法による周知（以下「説明会等」という。）の実施における地域住民等からの質問に対しては誠実に回答するとともに、意見の申出があったときは、可能な限り尊重し、発電事業に対する理解を得ることに努めなければならない。

- 3 事業者は、説明会等の実施後において、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で十分な話し合いの機会を設けなければならない。

(要配慮施設関係者への説明)

第11条 事業者は、近隣区域に次に掲げる施設（以下「要配慮施設」という。）又は要配慮施設が所在する敷地があるときは、規則で定めるところにより、要配慮施設の関係者として規則で定める者（以下「要配慮施設関係者」という。）に対し説明会等を開催し、その結果を市長に報告しなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所及び同法第7条に規定する児童福祉施設
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、同条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第27項に規定する地域活動支援センター

- (4) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所並びに同法第 2 条第 1 項に規定する助産所
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設
- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院
- (7) 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 3 条に規定する境内建物

2 事業者は、説明会等の実施における要配慮施設関係者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、意見の申出があったときは、可能な限り尊重し、発電事業に対する理解を得ることに努めなければならない。

（協定の締結）

第 12 条 事業者は、地域住民等又は要配慮施設関係者から要望があったときは、地域住民等又は要配慮施設関係者と生活環境の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者並びに地域住民等及び要配慮施設関係者に対し必要な助言をすることができる。

3 事業者は、第 1 項の協定を締結したときは、当該協定の写しを市長に提出しなければならない。

（同意）

第 13 条 事業者は、次に掲げる者から発電事業に対する同意を得ることに努めなければならない。

- (1) 事業区域の土地所有者等（土地所有者等が事業者の場合を除く。）
- (2) 事業区域に隣接する土地所有者等（事業区域と隣接する土地との間に幅員 4 メートルを超える道路又は河川がある場合を除く。）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（発電設備の設置許可）

第 14 条 発電設備を設置しようとする事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 事業区域に禁止区域を含まないこと。
- (2) 地域住民等及び要配慮施設関係者への説明会等並びに質問に対する回答を適切に行っていること。

- (3) 自然環境を著しく害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- (4) 景観を阻害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- (5) 反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置その他地域住民等の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。
- (6) 防災上必要な措置が規則で定める基準に適合していること。
- (7) 造成を行う場合、規則で定める基準に適合していること。
- (8) 雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること。
- (9) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- (10) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、再エネ特措法その他関係法令の基準に適合していること。
- (11) 事業者（法人の場合は、その代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（変更の許可）

第 15 条 設置許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則に定めるところにより、市長に申請し、許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第 10 条から第 13 条まで及び前条第 2 項の規定は、前項の変更許可について準用する。

3 許可事業者は、第 1 項ただし書の軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第 16 条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可を受けた日（変更許可を受けた場合にあっては、当該変更許可を受けた日）から起算して正当な理由なく 1 年を経過した日までに発電設備を設置し、又は変更する工事に着手しなかったとき。
- (3) 前条第 1 項の規定に違反して設置許可の内容を変更したとき。
- (4) 第 28 条の規定による命令に従わなかったとき。

（標識の設置）

第 17 条 許可事業者は、設置許可を受けた日から起算して 7 日以内に、事業区域内の道路等に面した公衆から見えやすい場所に氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 許可事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

3 許可事業者は、第 1 項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工事着手の届出)

第 18 条 許可事業者は、設置許可又は変更許可を受けて発電設備を設置又は変更する工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(工事完了等の届出)

第 19 条 許可事業者は、前条の規定による届出をした工事を中止し、再開し、又は完了したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第 20 条 事業者は、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じないように、発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

2 事業者は、事故又は災害により事業区域の周辺地域において自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じたとき、又は支障が生じるおそれがあるときは、直ちに状況の確認及び被害の発生防止又は拡大防止のために必要な措置を行い、速やかに市長に報告するとともに、地域住民等に説明しなければならない。

3 事業者は、発電事業を終了するまでの間、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用を確保しなければならない。

4 事業者は、発電設備の事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入に努めなければならない。

5 事業者は、発電設備の常時監視のための体制及び異常発生時の緊急対応のための体制を構築しなければならない。

6 事業者は、苦情若しくは紛争が生じたとき、又は事故や災害等が発生したときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

(定期報告)

第 21 条 事業者（小規模発電事業を行う者を除く。）は、発電設備の設置が完了した後は、規則で定めるところにより、毎年度、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度の事業区域及び発電設備の維持管理状況
- (2) 前年度の発電事業に係る運営状況
- (3) 前条第 3 項に規定する費用の積立状況

2 前項の規定による報告は、発電事業が終了した後、発電設備の撤去及び廃棄が完了するまで行わなければならない。

（地位の承継）

第 22 条 事業者が発電事業の全部を譲渡し、又は事業者について相続、合併若しくは分割（当該発電事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該発電事業の全部を承継した法人（この条において「譲受者等」という。）は、事業者の地位を承継する。

2 事業者は、発電事業の全部を譲渡し、又は合併若しくは分割によりその地位を承継させようとするときは、その地位を承継させる前に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 発電事業の相続人は、相続によりその地位を承継した日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

4 譲受者等となる者（相続によりその地位を承継する者を除く。以下同じ。）は、第 2 項の規定による事業者の届出後、譲受者等となる前に、地域住民等に対し地位の承継に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

5 譲受者等となる者は、近隣区域に要配慮施設又は要配慮施設が所在する敷地があるときは、譲受者等となる前に、要配慮施設関係者に対し地位の承継に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

6 譲受者等となる者は、前 2 項の説明会等の実施における地域住民等又は要配慮施設関係者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、意見の申出があったときは、可能な限り尊重し、事業者の地位を承継する発電事業に関する理解を得ることに努めなければならない。

7 譲受者等は、事業者が第 12 条第 1 項の規定による協定を締結していた場合は、当該協定の効力を承継する。

（発電事業の終了）

第 23 条 事業者は、発電事業を終了し、発電設備を撤去しようとするときは、事業を終了する

30 日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、発電事業を終了したときは、事業区域の原状回復に努め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき適切に処理するとともに、発電設備の撤去及び廃棄が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、市長が指定する職員に現地確認を行わせるものとする。

（報告の徴収）

第 24 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査）

第 25 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に事業者の事業所若しくは事務所又は事業区域その他発電事業を行う場所に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言及び指導）

第 26 条 市長は、事業区域及び事業区域の周辺地域の災害の防止又は自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

（勧告）

第 27 条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 9 条第 1 項の規定による協議をせず、又は虚偽の内容で行った者

(2) 第 14 条第 1 項の設置許可を受けないで、発電設備を設置する者

(3) 第 15 条第 1 項の変更許可を受けないで、第 14 条の設置許可の内容を変更して発電設備を設置する者

(4) 第 14 条第 1 項の設置許可又は第 15 条第 1 項の変更許可の内容に適合しない発電設備を用いて発電事業を行う者

(5) 第 17 条第 1 項の標識を設置しない者

- (6) 第 18 条、第 19 条、第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 23 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (7) 第 20 条第 1 項に違反して、発電設備又は事業区域の適正な維持管理を怠り、周辺地域に損害を与えた者又は損害を与えるおそれがある者
 - (8) 第 20 条第 2 項の規定による必要な措置を行わず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 - (9) 第 20 条第 3 項の発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用を確保しなかった者
 - (10) 第 20 条第 5 項の常時監視のための体制及び異常発生時の緊急対応のための体制を構築しなかった者
 - (11) 第 20 条第 6 項に違反して、苦情若しくは紛争が生じたとき、又は事故や災害等が発生したときに自己の責任において誠意をもってこれを解決せず、又は再発防止のための措置を講じなかった者
 - (12) 第 21 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (13) 第 25 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者
- (措置命令)

第 28 条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第 29 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）並びに当該命令の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されることとなる者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び島根県への報告)

第 30 条 市長は、前条第 1 項の規定による公表を行ったときは、当該公表の事実及び内容を国及び島根県へ報告することができる。

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置している又は設置の工事に着手した発電設備（以下「既存設備」という。）については、第 8 条から第 14 条までの規定は適用しない。
- 3 既存設備に対する第 15 条、第 18 条及び第 19 条の規定の適用については、施行日に当該既存設備の設置に係る設置許可があったものとみなす。

(既存設備の届出)

- 4 既存設備を用いて発電事業を行う者（次項において「既存事業者」という。）は、施行日から令和 7 年 12 月 1 日までの間に、規則で定めるところにより、当該既存設備について市長に届け出なければならない。

(既存事業者の標識の設置)

- 5 既存事業者は、施行日から令和 7 年 12 月 1 日までの間に、事業区域内の道路等に面した公衆から見えやすい場所に氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

松江市営住宅条例の一部を改正する条例

松江市営住宅条例（平成 17 年松江市条例第 332 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
別表第 1(第 3 条関係)					別表第 1(第 3 条関係)				
市営住宅					市営住宅				
建設年度 又は借上 げ年度	名称	所在地	構造	戸 数	建設年度 又は借上 げ年度	名称	所在地	構造	戸 数
略					略				
平 成 17 年度	ウ ィ ス テ リア天神	松江市天神 町 15 番地	高層耐火 7 階建 (3 階_____)	<u>4</u>	平 成 17 年度	ウ ィ ス テ リア天神	松江市天神 町 15 番地	高層耐火 7 階建 (3 階 <u>～6 階</u>)	<u>20</u>
略					略				
略					略				

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

松江市屋外広告物条例の一部を改正する条例

松江市屋外広告物条例（平成 20 年松江市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(禁止地域) 第 4 条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。))においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 略 (2) 文化・文教環境保全地域 文化財や文教施設の風致を保全する地域で次に掲げる区域 ア～エ 略 <u>オ 松江市伝統的建造物群保存地区保存条例(令和 6 年松江市条例第 90 号)</u> <u>第 3 条第 1 項の規定により決定された</u> <u>伝統的建造物群保存地区</u> <u>カ～ク</u> 略 (3)・(4) 略	(禁止地域) 第 4 条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。))においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 略 (2) 文化・文教環境保全地域 文化財や文教施設の風致を保全する地域で次に掲げる区域 ア～エ 略 <u>オ～キ</u> 略 (3)・(4) 略

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

松江市報酬費用弁償支給条例の一部を改正する条例

松江市報酬費用弁償支給条例（平成 17 年松江市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第 1(第 2 条関係)		別表第 1(第 2 条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
選挙長	1 回当たり <u>12,200 円</u>	選挙長	1 回当たり <u>10,800 円</u>
投票所の投票 管理者	日額 <u>14,500 円</u> 以内において市 長が定める額	投票所の投票 管理者	日額 <u>12,800 円</u> 以内において市 長が定める額
期日前投票所 の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u> 以内において市 長が定める額	期日前投票所 の投票管理者	日額 <u>11,300 円</u> 以内において市 長が定める額
開票管理者	1 回当たり <u>12,200 円</u>	開票管理者	1 回当たり <u>10,800 円</u>
投票所の投票 立会人	日額 <u>12,400 円</u> 以内において市 長が定める額	投票所の投票 立会人	日額 <u>10,900 円</u> 以内において市 長が定める額
期日前投票所 の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u> 以内において市 長が定める額	期日前投票所 の投票立会人	日額 <u>9,600 円</u> 以内において市 長が定める額
開票立会人	1 回当たり <u>10,100 円</u>	開票立会人	1 回当たり <u>8,900 円</u>
選挙立会人	1 回当たり <u>10,100 円</u>	選挙立会人	1 回当たり <u>8,900 円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の松江市報酬費用弁償支給条例の規定は、令和 7 年 6 月 4 日から適用する。